

出水市長  
渋谷 俊彦 様

2011年10月13日

## 出水市の公共施設利用にあたっての公開質問状

反原発・かごしまネット  
代表 橋爪 健郎  
〒892-0873 鹿児島市下田町 292-1  
TEL 099-248-5455 FAX 099-248-5457

謹啓

先般、貴自治体において、福島第一原発事故後の脱原発を求める市民運動を記録した映画『脱原発 いのちの闘争』の上映をめぐり、公共施設である「出水市民交流センター」の使用が、施設利用目的にそぐわないとの理由で拒否されたという報道がありました。

地方自治体は、住民の「いのちと暮らし」を守り・育てることが、最大使命の一つであると考えます。福島第一原発事故の全容が明らかにならないまま放射能汚染は拡大の一途をたどっていますが、この実状に対して住民は大きな不安を抱えています。住民の不安を取り除くために様々な情報提供するのは、本来自治体の役目なのではないでしょうか。

私たちは、原発に依存しない社会をつくる活動をすすめてきた市民団体です。「脱原発」の住民運動を記録した映画の上映拒否、施設使用拒否について無関心ではられません。

ことの経緯を明らかにしていただくとともに、市民が公共施設を使い集会をする権利は『憲法21条』に保障されたものであることを踏まえて、以下のことにご回答をいただきますよう公開質問状を提出させていただきます。

### 記

- 一、今回の「脱原発」記録映画上映が、貴自治体の「出水市民交流センターの設置及び管理に関する条例」に照らして、どの条文に抵触すると判断されたのか。
- 二、市民が、公共施設使用にあたっての、使用許可の判断手続きを明らかにされたい。
- 三、今後、市民が集会及び学習会等の公共施設を使用するにあたっては、憲法に保障された「集会・結社・表現の自由」を踏まえた対応をするべきだと考えるが、これについてどうか。

なお、ご多用かとは思いますが、10月28日まで文書でご回答いただきますようお願いいたします。

以上